

平成30年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

〔 日 時 平成31年1月22日(火)
午後6時30分～7時12分
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室 〕

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 審議
 (1) 資料説明
 (2) 審議
 ・石狩市国民健康保険税の改定について
- 4 その他
- 5 閉 会

出席者（9名）

会 長	内 田 博	副会長	築 田 敏 彦
委 員	堀 内 秀 和	委 員	久保田 陽 子
委 員	町 口 知 子	委 員	我 妻 浩 治
委 員	高 松 雄一郎	委 員	清 水 康 博
委 員	長 瀬 博 明		

事務局（4名）

健康推進担当部長	上 田 均	国民健康保険課長	宮 野 透
賦課・資格担当主査	寺 嶋 英 樹	給付担当主査	榎 敏 則

傍聴者 1名

《平成30年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

○事務局（宮野課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況についてでございますが、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、岩田委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。

資料につきましては、机上に配付させていただいております会議次第のほか、資料1 国民健康保険税の改定についてとなっております。

不足等はありませんでしょうか。

それでは、内田会長から一言ごあいさつをいただいた後、議事のほうに入っていただきたいと思います。

内田会長、よろしくお願いいたします。

○内田会長

皆さんこんばんは。

お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

今回は新年最初の会議です。

昨年同様、審議等ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の案件は、前回に引き続きまして石狩市国民健康保険税の改定についての審議でございます。

よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、審議のほうに入りたいと思います。

諮問案件の審議でありますので、会議録署名委員を指名させていただきます。

久保田委員と清水委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議題は、石狩市国民健康保険税の改定についてでございます。

前回の会議を欠席されている委員もいますので、前回の審議結果について、今一度確認しておきたいと思っております。

事務局から示されました石狩市国民健康保険税の改定に対する各委員の意見を取りまとめますと、他の保険者の状況や石狩市国保の財政状況などから、基本的に税改定は行うという方向で一致しております。

しかしながら、前回の会議で示された税収の不足見込額は、国の仮係数を用いた試算結果でありまして、税率の改定幅などについては、確定係数を用いた国保事業費納付金が示された後で改めて審議するというので前回の審議を終了しております。

本日は、資料にありますとおり、その結果による税収不足見込額が示されております。

したがって、改めまして事務局のほうからその概要などの説明を受けた後、審議を行いたいと思っております。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（寺嶋主査）

国民健康保険税の改定につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

説明資料は、資料1となります。

1 ページ目をご覧ください。

1 の国民健康保険税の改定案についてであります。

前回開催の第2回運営協議会において、税率改定は必要との方向性を示していただいたところありますけれども、低所得者の方が多く占めている国保加入者の状況などを踏まえまして、改定の方法を含めて市において検討を行った内容となっております。

詳細につきましては、後ほど資料の3ページ目でご説明いたします。

資料の2ページ目をご覧ください。

本年1月11日に、確定係数による本算定結果が北海道より示されましたので、その内容についてご説明いたします。

はじめに、2の国保事業費納付金の算定結果についてであります。

表の水色の部分が平成31年度の納付金、クリーム色の部分が平成30年度の納付金になります。

確定係数による本算定の結果、平成31年度に北海道へ納付する本市の国保事業費納付金は、約16億9,600万円と算定されました。

前年度に比べ、基礎課税分は増額となりましたが、後期高齢者支援金分と介護分はいずれも減額となったところでもあります。

総額では約1,200万円の増加となったところです。

増加となった主な要因としましては、被保険者の高齢化の進展によりまして一人当たりの保険給付費が増加したことなどによるものであります。

次に、3の納付金の納付に必要な保険料総額の算定結果についてであります。

表の水色の部分が平成31年度の保険料総額、クリーム色の部分が平成30年度の保険料総額となります。

確定係数による本算定の結果、納付金の納付に必要な平成31年度の保険料総額は約14億円と算定されました。

前年度に比べ、基礎課税分は増額となりましたが、後期高齢者支援金分と介護分はいずれも減額となったところでもあります。

総額では、約4,000万円の増額となったところでもあります。

増加となった主な要因としましては、納付金の算定結果と同様に、一人当たりの保険給付費が増加したことなどによるものでございます。

次に、4の納付金の納付に必要な保険料総額と不足見込額についてでございます。

確定係数による本算定の結果、納付金の納付に必要な保険料総額は、表の①のとおり約14億円と算定されました。

現在の石狩市の税率で収納可能な保険料総額は、表の②になりますけれども約12億9,600万円と推計しておりますので、差引き、黄色の塗りつぶしの部分になります約1億400万円の不足が見込まれております。

資料の3ページ目をご覧ください。

5の税率の比較となります。

(1)税率の比較表をご覧ください。

黄色の塗りつぶし部分が現行の税率、そのとなりが改定案となっております、資料1ページの改定案と同様の数字となっております。

水色の塗りつぶしは現行税率と改定案の差となっております。

改定案につきましては、先ほど2ページの4で不足見込額は約1億400万円と見込まれると説明して

おりますけれども、改定の方法といたしましては、(2)の改定案の算定に用いた諸条件、こちらの表を見ていただきたいと思います。

表の(1)に負担緩和策という欄がございます。

前回開催の運営協議会において、保険料率の試算に用いた諸条件にはこの条件を盛り込んでいませんでしたけれども、市としましては国保税の改定にあたり、見込まれる収入不足額をすべて税負担により措置した場合、被保険者の負担が大きく増加することになりまして、低所得者の方が多く占めている国保加入者の状況から見て、一定の負担緩和策を講じた上で税率の改定を検討すべきとしたところであります。

一定の緩和策につきましては、不足見込額の約4割、表の(1)に記載のとおり4,000万円の負担緩和策によりまして、残り約6,400万円を税率の改定により賄う改定案を作成したところでございます。

この結果、5の(1)税率の比較表を再度ご覧いただきたいと思いますけれども、改定案は、基礎課税分では所得割は8.63パーセントとなり、現行税率と比べると0.3パーセントの引き上げ、均等割は23,200円で2,100円の引き上げ、平等割は33,700円で2,900円の引き上げとなる改定案となったところでございます。

後期高齢者支援金分では所得割の変更はございませんけれども、均等割は6,000円となり現行税率と比べ100円の引き上げ、平等割は8,400円で同じく100円の引き上げとなる改定案となったところでございます。

介護分では、後期高齢者支援金分と同様に所得割の変更はございませんけれども、均等割は7,500円で現行税率と比べ200円の引き上げ、平等割は7,100円で同様に200円の引き上げとなる改定案となったところでございます。

次のページ、別紙1をご覧いただきたいと思います。

こちらの表は現行税率、改定案の税率による年間の税額を所得階層ごとに6つのモデルケースを設定して比較したものとなっております。

表の見方でございますけれども、表の左側の単身世帯40歳代のモデルで見ますと、所得なしの場合、現行税率では23,900円、改定案では25,600円となりまして、年間で1,700円増加し、増加率は7.11パーセントとなります。

同じく所得なしで単身世帯40歳代のとなりの表になりますけれども、単身世帯70歳代を見ますと、現行では19,700円、改定案では21,300円となり、年税額は1,600円の増加、増加率は8.12パーセントとなります。

表の下側になりますけれども、課税所得500万と600万円の間に赤い線が表示されております。

通常であれば赤い線の下に矢印に記載があるとおり、課税所得600万円より所得の多い階層は、所得が多く課税の上限である課税限度額に達するため増加の割合が減少することになりますけれども、表の左側の単身世帯40歳代のモデルで見ますと、課税所得600万円の場合、現行では819,800円、改定案では855,100円となり、年税額は35,300円増加し、増加率は4.31パーセントとなっております。

この増加率は、表の左側、単身世帯40歳代の課税所得500万円の増加率、こちらは2.92パーセントとなっておりますけれども、この数値より高い数値となっております。

これは、前回開催の運営協議会におきまして、保険税率の改定と同時に諮問させていただきました課税限度額の改定案によりまして、基礎課税分の限度額を4万円引き上げ、現行の54万円から58万円に改定することについて、改定案は妥当である旨の結論をいただいておりますが、この課税限度額の改正の影響を受けまして、課税所得600万円より所得の多い階層においても今回は、増加率が高くなったところであります。課税限度額の改定がない場合は、資料に記載のとおり増加の幅が減少することになります。

最後になりますけれども、表の下に参考として一般被保険者の世帯構成状況を掲載してございます。

31年度の一般被保険者の世帯数につきましては、改定案の算定にあたり、表の左の記載のとおり 8,267世帯を推計値として設定しております。

この表を見ると、一般被保険者の全世帯数 8,267世帯に対しまして、単身世帯は 4,687世帯で 56パーセントを占めています。

また、2人世帯は 2,771世帯で、33パーセントを占め、全世帯数の約 90パーセントが単身世帯と2人世帯で構成されていることがわかります。

国保の加入世帯は、このように単身世帯と2人世帯でその多くが構成されているとともに、前回開催の運営協議会でも説明いたしましたが、低所得世帯の加入割合が高く、所得 100万円以下の世帯は、加入世帯の約 6割を占めております。

また、国保の加入者は年齢構成が高く、加入者全体の 6割が 60歳以上を占めているように、高齢者層、低所得者層、2世帯以下の世帯層が多いというのが特徴であります。

資料の説明は以上となります。

○内田会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から改定案についての説明がありました。

この改定案についての質問や確認等について何かございましたら発言していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

単なる感想ですが、昔の夫婦と子供二人というモデル世帯は全く国保では通用しないですね。

○事務局（宮野課長）

以前は四人世帯、会長がおっしゃったとおり、夫婦二人でお子様がお二人という世帯をモデルとして一般的に使っていたという経緯があるのですが、資料の中での説明がございましたとおり、単身世帯と二人世帯だけで 9割近い割合を占めているということで、四人世帯というのがなかなかもう馴染まなくなっている状況です。

○内田会長

特にございませんか。

○堀内委員

納付金のところで、不足額が 1億 400万円ですか。

○事務局（宮野課長）

はい。

1億 400万円、不足の見込みです。

○堀内委員

全部それは被保険者に対して被せていないのですね、足りない分は。

この一定額を入れてという金額の基準というのは、どのような形で出すわけですか。

○事務局（宮野課長）

4,000万ですけれども、前回の改定、平成 30年度の税率の改定をした時に、その時は不足額が約 8,700万ございました。

この 8,700万を当初、税率改正ですべて賄うということになれば、低所得者の方への負担が非常に大きくなっていくということで、市長含め市の内部で検討したところでした。

その中で、これは決めるはないのですが、不足額の約 3分の 1にあたる 3,000万円を手当てして負担緩和をしましょうということをしています。

今回については、不足額がかなり増えてしまったという状況になりました。

これを被保険者の方の負担を増やすということになれば、2年連続の改定ということもあって相当な負担増になります。

不足額が1億を超えてしまったわけですが、一方では北海道国民健康保険になりまして制度が大きく変わったということで、国保会計の健全化が大きな目標の一つになっております。

この健全化というのは、一般会計の繰入金というものを段階的に減らしていかなくてはならないということです。

これは、北海道国保として石狩市のみではなくて、他の市町村もすべて同様にやっていくということになりました。

こういうことを踏まえると、1億足りないという見込みが出たのですけれども、そこでどれだけ繰入金を手当てすればよいのか、一方は被保険者の方の負担増になる部分があったり、一方では繰入金は減らさなくてはならないという側面があるということで、市の内部では検討して非常に悩ましいことでしたが、法に基づく国保運営をする上では繰入金というものは段階的に減らすべきだという考えは、一つの基本としてございます。

ですので、不足額の半分以上はやはり税率の改定をして、その上で繰入金というものを活用しながら、被保険者の負担増加に配慮するべきということで、前は3割程度の不足額を入れたのですけれども、今回は不足額が増えたということも踏まえて、4割の4,000万が望ましいのではないかとということで検討してお示しさせていただいたという内容でございます。

○内田会長

他に確認等ございませんか。

(なし)

ないようでしたら、質疑応答についてはこれで終了いたします。

次に、前回の審議結果を基に事務局から提示されました改定案そのものについて、賛成、反対の意見を各委員にお聞きしたいと思います。

はじめに、意見書を提出された久保田委員にお願いします。

○久保田委員

現在、被保険者の年齢構成が高くなってきており、医療水準は高騰化し、年金生活者が増加とともに所得水準は低くなってきておりますとのこと。

それ故、制度の構造的な問題が発生していると伺っています。

そして現在、財政基盤等が脆弱化する中で、その抜本的な改革が求められているという現状を理解いたしますと、国保財政の健全化のため国保税改定はやはり必要かつやむを得ないことと考えました。

○内田会長

次に、築田委員をお願いします。

○築田委員

私もやむを得ないと感じました。

少し聞かせていただきたいのですけれども、国保税というのは年間何期に分けていますか。

○事務局（宮野課長）

国民健康保険税は10期に分けてお支払いをいただいています。

6月から始まりまして、翌年の3月が10期目ということで10回に分割してお支払いいただいているという状況です。

○築田委員

この年間の税額を10で割る形で一回の負担額が出るということで捉えていいのですね。

○事務局（宮野課長）

はい、そうです。

○築田委員

わかりました。

○内田会長

次に、堀内委員お願いします。

○堀内委員

今ご説明を聞いても、やはり一般会計からの繰入れをしても尚且つ難しいというのであれば、ある程度の被保険者の負担もやむなしというところではないでしょうか。

○内田会長

次に、町口委員お願いします。

○町口委員

はい、話を聞いてやむを得ないと思いました。

○内田会長

次に、長瀬委員お願いします。

○長瀬委員

税率改正には賛成です。

一方で、収納率の確保をすれば税率のパーセンテージも下がってくると思いますので、そちらも併せてやっていただく、努力していただくということと、法定外繰入の話が先ほどありましたけれども、厚労省からも是正しなさい、なくしなさいということで指導があると思いますが、そちらのほうも長期にわたるかもしれませんが、法定外繰入を解消していくというようなことをぜひやっていただきたいと思います。

○内田会長

次に、清水委員お願いします。

○清水委員

改定は仕方ないと思いますが、毎回わずかな金額でも上げていきますと将来的には破綻するのは目に見えていると思いますけれども。

何年後かわからないですが。

抜本的な何か、将来を見越した考えや意見があってもいいような気はするのですけれども。

ただの感想です。

○内田会長

ここの権限だとなかなか具体的にいえないお話なのですけれども、それはそうですね。

次に、高松委員お願いします。

○高松委員

私も税率の改定には賛成です。

ただ、昨年も改定して増やして今回も増額で、一般会計からの繰り入れは4,000万もあるということで、おそらく来年も改定というか順次必要なのかなというところもありますので、それを見越した割合、一年の割合をどうするのかということ、単年ではなくて通年で考えていく必要性もあるかなと感じています。

○内田会長

最後に、我妻委員お願いします。

○我妻委員

改定には賛成なのですけれども、今回約4割の負担緩和策で4,000万円を石狩市が払います。

今までの石狩市国保は、ほとんどの足りない分を全額、今回は約1億400万ですが、そのほとんどの額を市が払うということで、その増額する範囲は市が決定できていたわけです。

でも今度北海道国保になってくると、そのあたり北海道国保のほうから何らかの意見だとか、これぐらいの金額にしたほうがいいのか、そういうようなことはくるのですか。

ある程度の負担をお願いしますとか。

○事務局（宮野課長）

基本的に、北海道から繰入金の額についての市町村への助言といいますか、そういうものは特にはありません。

将来的には段階的に減らしていかなくてはいけないという方向性が示されておりまして、ただ、ここ数年間、制度が新しく始まったという制度移行の段階では、急激な繰入金の減額というものは避けるべきですというようなことは、国を通じて北海道からもいわれているという状況であります。

ただ市として、繰入金を減らさなくてはいけないという認識にたっているのは、これまで市単独でやっていた時には、市民の税金というものを同じ市民である国保会計の中に緊急的に導入して、切迫した国保会計を何とかやりくりしてきたということがあるのですけれども、改めて30年度から新しい制度になったということで、北海道全体の医療費をそれぞれの市町村が支え合って負担し合っていくということになりました。

そうなった時に、石狩市の市民税等の税金を国保会計に投入することになれば、全道の医療費を石狩市民の税金を財源に賄っているという状況が生まれることとなります。

果たしてこの税金の使い方というのがそれでいいのかどうかというのは、石狩市のみだけではなくて他の市町村も同じ課題を抱えておりますので、やはり北海道としても、国としても、われわれ石狩市としても段階的な減額ということで将来的にはゼロにするという方向性であります。

○我妻委員

わかります。

わかりましたけれども、それは市の状況であって、道の段階とか国の段階で、国が全部被ってしまうていくのか、だから今度は道税とか国税とか、そういうところで負担が増えていくということになるのですか。

○事務局（宮野課長）

道税ですとか国の税金とかというものが、この国民健康保険の会計に導入されるということはありません。

あくまでも、北海道全体の医療費から算定された市町村ごとの按分された納付金というものが指定をされて、そして市町村ごとにそのお金を北海道に納めなくてはならない形になりましたので、その財源を確保するうえで、基本的にはすべて税率の改定等で賄わなくてはいけないのですけれども、その市として収める分について、制度の施行時期については、一般会計からの繰入れというものも制度を円滑に施行する数年間はゼロ円にはしないで、段階的に減らすという方向性で取り組んでくださいというようなこととなりますので、道税だとか国の税金とかというのは特に入ってくることはありません。

○我妻委員

はい、わかりました。

基本的には賛成です。

○内田会長

いろいろと付帯意見とかやむを得ないという感じの意見が多いのですが、とりあえず改定案については賛成で一致したということに判断します。

次に、改定案に対する答申内容の協議に移りたいと思います。

協議を進めるにあたり、白紙の状況からまとめるのは時間も要することから、たたき台となる案もとに各委員の意見をいただき、加筆や修正を行い成文化する方法で取り進めたいと考えてますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

では、異議なしということですので、そのように取り進めていきたいと思っております。

前回の会議において各委員から出た意見など、これまでの審議内容を踏まえて私と事務局で作成した案がございますので配付いたします。

お目通しいただき、ご意見をいただきたいと思っております。

修正案ではないのですが、答申案別表と資料1の改定案と数値が違っているのですが。

後期高齢者支援金分が違っているのですが、どちらが正しいのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

資料のほうが正しいですので修正いたします。

（各委員、答申書案確認後）

○内田会長

よろしいですか。

だいたい目を通されましたか。

それでは、この答申案について修正等のご意見があればお願いいたします。

○高松委員

附帯事項のところなのですが、(1)、(2)がありますが、健康の推進の対策とか健診事業ですかそういった取り組みをされていると思うので、そういったところもぜひ入れていただければいいかなと思えました。

できれば、健康であればお医者さんや歯医者さんに行かなくて済むので、健康であることが大事だと思いますから、市としてそれに組み込んでいくということで、医療費の削減をしていくということも入れていただければよろしいかと思っております。

○内田会長

健康増進への取り組みということでよろしいですか。

○高松委員

はい。

○内田会長

その他ございませんか。

先ほどいろいろな意見がありましたが、少し抽象的でなかなかこの附帯事項まで落とし込めるようなことは難しいのかなという印象ではあったのですが。

他にないようでしたら、高松委員からの健康増進への取り組みを附帯事項に加えるという形、その修正と先ほどの数字の訂正でこの答申案を了とすることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

では、この修正を加えて了とするということで、市長へ答申をしたいと思っております。

石狩市国民健康保険税の改定についての審議は、以上で終了といたします。

それでは、本日の審議については終了したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしとのことで審議を終了いたします。

その他、事務局から何かございますか。

○事務局（宮野課長）

それでは、次回の会議の開催について申し上げます。

今回は、平成31年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算案の概要についてご報告させていただきたいと思っております。

開催日時等につきましては、本日、日程調整についての案内文を配布させていただきました。

委員皆さまには、今月末を目処にご都合について報告させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、調整がつき次第、開催案内の文書を送付させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○内田会長

それでは、これにて平成30年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。
皆さん、どうもありがとうございました。

閉 会（19：12）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印